

企画競争説明書

業務名称：イラク国持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト

調達管理番号：21a00850

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月24日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年11月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：イラク国持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年2月～2024年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の16%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件では、特定の排除者はありません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月3日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月9日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年12月24日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) GIS データ更新： 20,000 千円

b) 環境社会配慮： 1,500 千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 IDQ1 = 0.07864 円
 - b) US\$ 1 = 113.844 円
 - c) EUR 1 = 132.164 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
- a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。
 - b) イラク国内における宿泊については、実費精算としますが、見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／都市計画
- b) 空間計画・土地利用計画
- c) 気候変動対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.75人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月19日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務

諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：都市開発・都市計画に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。また、コロナ禍の影響により、全く渡航ができない場合の対処方針を記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市計画
- 空間計画・土地利用計画
- 気候変動対策

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発関連の開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト
- b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 空間計画・土地利用計画】

- a) 類似業務経験の分野：空間計画・土地利用計画関連の開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

【業務従事者：担当分野 気候変動対策】

- a) 類似業務経験の分野：気候変動対策関連の調査・研究・政策立案に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事

者を確定する際に提出してください。
注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市計画</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>空間計画・土地利用計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>気候変動対策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月11日（火） 16:00～17:00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

クルディスタン地域政府（以下「KRG」という。）が管轄する人口83万人、面積500km²のエルビル市は、2003年以降のイラク国内紛争やイラク・レバントのイスラム国（ISIL）による侵攻から大きく影響を受けることなく、比較的安定した治安情勢の中で都市行政を進めてきた。またエルビル市は、クルディスタン地域のみならず、トルコ、イラン、シリアなどの周辺諸国とイラク中南部を繋ぐ国内外の交通・物流の要衝になっている。

KRG 自治観光省（Ministry of Municipalities and Tourism）（以下「MOMT」という。）都市計画総局（General Directorate of Urban Planning）（以下「GDUP」という。）は、将来の発展を見据え、2007年から2009年にかけてエルビル市及び周辺地域を対象とする都市開発マスタープラン（以下「エルビルMP」という。）を策定した。しかしながら、高度経済成長期に策定されたエルビルMPと実態との間で年々乖離が生じ、またエルビルMPが更新されていないことで有効利用がなされず、近年のトルコや湾岸諸国からの外国資本流入を含む無秩序な開発の拡大、環境の悪化など、様々な課題を引き起こしている。この様な事態を受け、GDUPは緑化や公共交通施策の見直しを通じた都市の低炭素化などにより、都市環境の改善を図りたい意向を有していた。

イラク政府は、「国家開発計画」（2018年－2022年）において、民生と国家の安定、開発と成長を実現するための戦略的目標を定め、その一つとして「国家開発計画と各都市における開発計画の整合性の確保」を位置づけている。また、KRG 計画省は長期政策目標「クルド地域戦略的開発ビジョン2020」及び中期開発目標「クルド地域開発戦略2013-2017」を策定し、エルビルの発展を通じた周辺諸国との関係維持や、イラク全体の投資環境の向上を掲げている。しかしながら、エルビルMPが更新されておらず、これら上位の目標や政策、投資計画との整合性が確保されていないことなどが都市開発を推進する上でのボトルネックとなっている。

これら背景を踏まえ、KRGは、エルビル市及び周辺地域の現況を踏まえながら、都市施設の整備や各種計画の導入などを関係者間で効果的に行うことで、環境に配慮した将来の都市像を構想すべく、エルビルMPの更新と実施促進を目的とした技術協力を我が国へ要請した。

本プロジェクトは、エルビルの都市課題や GDUP 及び関係機関による環境配慮意識の高まりを踏まえ、エルビル MP の更新と実施促進を行うことにより、都市の低炭素化を促し、持続的な都市づくりに貢献するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、エルビル市及び周辺地域において、都市開発マスタープランの更新と実施促進を行うことにより、都市の低炭素化を促し、持続的な都市づくりに寄与するものである。

(2) 期待される成果

- 1) 更新されたエルビル MP
- 2) 更新されたエルビル MP の実施促進のための体制構築
- 3) 更新されたエルビル MP の実施促進のためのツール・手法の整備
- 4) 都市開発計画の策定・更新及び実施に係る能力開発の実施

(3) 対象地域

エルビル MP の対象地域 2,800km²

(4) 関係機関

1) 実施機関

KRG 自治観光省 (MOMT) 都市計画総局 (GDUP)

2) 関係機関

MOMT 内関係部局 (エルビル都市計画局、上下水道総局など)

KRG 内の関係省庁、エルビル県、エルビル市

第4条 業務の目的

本業務は、エルビル市及び周辺地域において、都市開発マスタープランの更新と実施促進を行うことにより、都市の低炭素化を促し、持続的な都市づくりに寄与するものである

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年11月に合意されたR/D(*)に基づき実施されるものである。コンサルタントは「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意点」及び「第7条 業務の内容」に示す業務を実施し、業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものである。

*11月中を予定。契約締結時に本文言修正

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの対象範囲

既存のエルビル MP の対象地域 (エルビル市及び周辺地域を含む約 2,800km²) と同じ対象地域において MP を更新する。

(2) エルビルの統計データ実態への留意

エルビル MP の対象地域においては、社会経済統計が整備されておらず、都市計画を策定する上で大きな制約となっている。人口に関してセンサスが行われたことはなく、国際支援による調査が散発的に行われているのみである (JICA が実施した詳細計画策定調査では、2020年のエルビル MP

対象地域の人口を約 140 万人と推計している)。また、自然増加に加え、IDP・難民の流入による人口増にも留意が必要である。そのため、将来人口の推計に当たっては、エルビル MP 策定以降の変化を考慮しつつ、拡大係数算定の指標についても検討を行う必要があることに留意すること。

(3) エルビル MP の目標年次

現在のエルビル MP の目標年次は 2030 年である。詳細計画策定調査時、GDUP とは 2050 年までの長期ビジョンを策定した上で、それに整合する形で、2030 年を目標年次とする都市開発マスタープランの更新を行うことに合意している。他方、本プロジェクトの想定完了時期(2024 年)から 2030 年までの期間が比較的短期であることから、本来は目標年次自体を 2050 年とした上で、その短期計画として 2030 年までの計画を策定することが望ましいが、詳細計画策定調査時点では目標年次変更に係る制度面などの課題が不明瞭であったため、上記の合意となっている。従い、本プロジェクト開始後は、2050 年を目標年次とする場合の課題を GDUP へ再確認した上で、支障が無い場合、2050 年を目標年次としたエルビル MP の更新を行うこと。

(4) エルビル MP 更新の方向性

既存のエルビル MP では、長期ビジョンとして目指すべき都市の役割や特性が列挙され、また国際ビジネスや観光の中心地となることが示されている。しかしながら、「第 2 条プロジェクトの背景」欄に記載の通り、高度経済成長期に策定されたエルビル MP と実態との間で年々乖離が生じ、無秩序な開発の拡大や環境の悪化など、様々な課題が生じており、迫る目標年次 2030 年を前に現実的なビジョンとは言い難い状況にある。

そのため、本プロジェクトを通じたエルビル MP の更新に当たっては、ビジョンの再策定を含むこととし、上記(3)に記載の通り、まず 2050 年を目標年次とする長期ビジョンを策定した上で、それに整合する形で、2030 年を目標年次とする都市開発マスタープランの更新を行う。長期開発計画を描くに当たっては、詳細計画策定調査を通じて、GDUP 及び関係機関が、現在のエルビルの都市課題に対して様々な技術や施策の導入をもって都市の低炭素化を促すなど、環境に配慮した持続的な都市づくりを目指すとの意向が確認されているため、同意向を踏まえてエルビルが目指すべき都市像を GDUP 及び関係機関と協議の上で決定すること(最終的には JCC での承認を想定)。プロポーザルでは、長期ビジョンとして目指すべき持続可能な都市像の策定に向けて想定する手順について提案を行うこと。

目指すべき都市像に沿い、土地利用計画やセクター別計画の見直しを行う中で、インフラの整備・改善などを提案することが想定されるが、ここでも再生可能エネルギーの活用など都市の低炭素化に繋がる要素を含めることに留意する。但し、インフラの整備・改善などに必要な投資の全てを公共投資で賄うことは難しいため、例えば電力や通信分野などにおいて民間投資又は官民連携スキームにより整備されるべき部分を特定

し、民間連携・民間投資の誘発に繋がるような計画となるよう配慮すること。

また、長期ビジョンの策定に当たっては、過度にインフラの整備に偏ることなく、通信環境やデジタル技術の発達を踏まえた新たな行政・民間サービスの導入や既存業務の改善などソフト面の取組みについても検討を行うこと。

(5) 低炭素・気候変動の取組み

本プロジェクトでは気候変動対策団員を動員する。エルビル MP の更新にあたっては、気候変動対策団員を通じて、イラク政府の気候変動対策関連政策・施策等をレビューの上、それらとエルビル MP 上の各計画が整合していることを確認すること。その上で、エルビル MP の実現による CO2 削減効果を評価し、実現を促進するようなアクションプランを検討するが、各セクターにおける検討には、JICA の「気候変動対策支援ツール (https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)」も適宜参照の上、気候変動対策に資するサブアクティビティを事業に組み込むことを検討すること。

(6) 観光振興の視点

エルビルは、旧市街の中心にカラアトと呼ばれる城塞があり、そこから放射線状に街が伸び、同心円状にバイパス道路で繋がれた形状となっている。近年都市化は郊外部に拡大してはいるが、既存のエルビル MP の中でも言及されている通り、カラアト城塞を中心とした文化遺産やクルドの歴史・経験を伝えることによる観光振興については引き続き KRG のニーズも高く、将来の都市開発ビジョンを検討する上で重要な要素となり得る。本プロジェクト開始後に、2050 年における都市開発ビジョンの検討を行うに当たっては、観光振興の観点も取り入れながら検討を行うこと。

(7) 上位計画・関連計画との整合性

詳細計画策定調査時点では、エルビル MP の上位計画として、以下の各計画が相当すると理解している。本プロジェクトではこれら 3 計画の有効性とその他の上位計画の有無を改めて確認の上で、更新されたエルビル MP と有効な上位計画との間で整合性が担保されるよう、留意すること。

- 1) イラク政府策定、国家開発計画（2018 年－2022 年）
- 2) KRG 計画省策定、長期政策目標「クルド地域戦略的開発ビジョン 2020」
- 3) KRG 計画省策定、中期開発目標「クルド地域開発戦略 2013-2017」

また、国連開発計画（UNDP）は、2020 年 2 月に KRG 計画省と「クルド地域戦略的開発ビジョン 2030」の策定に向けた覚書を締結し、関連省庁の政策策定、制度構築、分析などの能力強化を支援していることが確認されている。従い、エルビル MP の更新に当たっては、この様な近年の動きも踏まえて、上位又は関連計画となる各種計画との整合性の確認及び相互に必要な調整と連携を行うものとする。

(8) グリーンベルト計画

詳細計画策定調査を通じて、エルビル MP を補完する役割で 2010 年に策定されたグリーンベルト計画 (Erbil Inner Green Belt – Green Belt Master Plan) を確認している。都市計画面で都市環境改善を図る一環として、エルビルの中心から 12~13km の距離に、市を囲む様に円形にグリーンベルト (幅 1.7km~3.2km、総面積は約 168km²) を整備する計画であり、グリーンベルトは都市スプロールの防止に加え、整備に伴う自然環境保護や農地保全と農業振興、レクリエーションニーズに応えるための多くの緑地の確保を狙ったものである。同計画も都市の低炭素化の実現などに向け重要なものと考えられる。本プロジェクトを通じてエルビル MP の更新を行う際は、従属するグリーンベルト計画についても、更新の方向性を整合させたうえで、併せて更新が必要となる点に留意すること。

(9) 実施体制

エルビル MP の策定・更新権限は実施機関である GDUP が有している。他方、エルビル MP 更新後の実施を見据えると、KRG 内の関係省庁やエルビル市など多岐に渡る機関がプロジェクトに関与する必要がある。更新されたエルビル MP の実施促進に向けた枠組みとして Joint Coordinating Committee (JCC) 及び Technical Working Group (TWG) を組成することに合意している。R/D 上では、暫定的な関係機関の構成を挙げているが、各機関が有する実態としての役割・権限を見極めた上で、適宜構成を見直すことが望ましく、プロジェクト開始直後より関係機関の整理を行い、必要に応じて GDUP 及び JICA に提言を行うこと。また、JCC 及び TWG の開催に当たっては、GDUP の主体性を促しつつ、関係機関との調整を側面支援すること。JCC の開催は半年に 1 度を想定し、JCC での意思決定の前には TWG を通じた関係機関間の準備を行う。

なお、国際連合人間居住計画 (UNHABITAT) は MOMT 及びエルビル県を実施機関として 2016 年 3 月まで都市計画、地域計画に関わる組織強化を目的とした技術協力を実施している。UNHABITAT の技術協力ではマスタープラン策定時の GDUP、GDUP 内のエルビル都市計画局、エルビル市の間での役割分担について提言がなされていたため、本プロジェクトの実施体制見直しに当たっては、同協力の好事例や課題も参考にすること。

(10) ベースマップ

詳細計画策定調査を通じて、エルビル MP 策定時に整備された一部 GIS データを入手している。これには、地形図に係るデータとして、標高点や等高線データが含まれており、等高線データは 5m、20m、50m、100m 間隔があり、エルビル MP 対象地域を網羅していた。本プロジェクトの中で、優先地域を中心に、土地利用やインフラのネットワーク検討にあたっては既存データの使用を基本とするが、他方で、既存のデータは整備後より更新が行われていない、標高点間隔が広く (凡そ 3km) 地形データとして使用するには不適、データが破損しているなどの問題も指摘されているため、本プロジェクトを通じたデータの更新を想定している。よって、現地渡航後に元データの状況を確認し、利用用途と範囲を GDUP 及び JICA と相談の上で、最終化すること。プロポーザル作成においては、エルビル

MP 対象地域全域を対象とする GIS データ更新に係る費用として、1,500 万円を便宜的に定額計上すること。なお、プロポーザルにおいては、GDUP が GIS データを都市計画に活用するとの観点から、効果的と想定される利用方法やトレーニング手法があれば提案をすること。

(11) 環境社会配慮

本プロジェクトの実施に際しては、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)(以下、JICA 環境ガイドライン)を遵守すること。本プロジェクトは JICA 環境ガイドライン上、カテゴリ B に分類されており、JICA ガイドラインにそって戦略的環境アセスメント(Strategic Environmental Assessment、SEA)を適用する点に留意すること。

(12) 遠隔による調査の可能性

COVID-19 の影響による渡航制限や水際対策措置により、日本国内から遠隔での業務開始を想定する必要がある。そのため、本プロジェクト序盤における遠隔での実施方針を整理し、本プロジェクト開始直後に提出する業務計画書に纏めること。

(13) インセプション・レポートの協議

JICA が実施した詳細計画策定調査は、全工程において遠隔で実施したため、第 7 条 1.(3)にも記載の通り、実施体制や GDUP 及び関係機関が有する都市への問題意識などについて、本プロジェクト開始時点で改めて GDUP 等イラク関係機関と確認する必要がある。そのため、インセプション・レポート協議を丁寧に実施する。

(14) 技術移転

GDUP は、本プロジェクトを通じてマスタープランの策定・更新にかかる技術を習得し、将来的にエルビル MP 対象地域外での都市開発マスタープラン策定に活かしたい考えである。また、既存エルビル MP では、関係機関間の連携の枠組みが構築されておらず、実施促進に繋がっていないとの課題があった。これらを踏まえ、本プロジェクトでは、個人レベル及び組織レベルでの能力開発プログラムを実施すること、及び関係機関間の連携の枠組みとして JCC や TWG を構築することに合意している。技術移転は、日常的な活動を通じた都市開発マスタープランの策定手法、同マスタープランに基づいた都市開発の開発管理手法や GIS の活用、本邦研修を通じた日本における都市計画手法の習得などを想定しているが、プロポーザルでは本プロジェクトを通じた効果的な技術移転計画(案)を提案すること。また、GDUP 職員などへの能力開発の機会では、女性職員の参加を推奨するなど、ジェンダーバランスにも配慮すること。

(15) プロジェクト対象地域の汚染状況

プロジェクト対象地域を含むクルディスタン地域は、未だ地雷・不発弾が埋設されている地域があるとされており、対象地域での汚染状況を、専門機関(IKMAA、クルド地域政府地雷対策庁)に確認すること。地雷・不発弾の汚染地域が対象に含まれることが確認された場合は、その対処も含め

てエルビル MP を更新すべきと考えられ、内容の報告をもって事前に JICA に相談すること。

(16) 社会的脆弱層への配慮

前述の通り、本プロジェクトの対象地域には IDP やシリア難民などの社会的脆弱層が一定数存在しているため、同層が開発に取り残されぬ様に配慮し、エルビル MP の更新を行うこと。

(17) エルビル MP の公開について

更新されたエルビル MP が GDUP 及び関係機関によって実施促進がなされるためには、一般市民による認知度と理解の向上も重要となる。詳細計画策定調査において本プロジェクトのファイナル・レポートを公開することに合意しているが、本プロジェクトを通じて先方政府の公開手続きを促すと共に、広報媒体の検討などを通じて、先方政府の広報を支援すること。

(18) プロジェクトの広報

JICA ウェブサイト上に本プロジェクトのプロジェクトページを早期に立ち上げ (<http://www.jica.go.jp/project/index.html>)、本邦研修やセミナー、JCC 等の取組みについて積極的に広報を行うこと。また、JICA ウェブサイト上の取組みに限らず、GDUP の HP にプロジェクト概要および進捗等を掲載することを検討すること。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

1. 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの説明・協議

(1) 業務実施計画の検討（国内作業）

既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、インセプション・レポートを作成し、JICAの承認を得る。

(2) 業務実施体制の構築

初回 JCC の開催に向け、本プロジェクトを協働で行うための GDUP 及び関係機関の適切な配置等について、GDUP 他と調整を行う。

(3) インセプション・レポートの協議

GDUP 及び関係機関とインセプション・レポートの協議を実施する。協議を通じて、実施体制、GDUP 及び関係機関が有する都市への問題意識、エルビル MP 更新に際しての検討事項、都市計画の将来的なビジョン、本プロジェクト推進上の課題などについて確認を行う。また、それら協議結果は初期的な確認事項として初回 JCC を通じて関係者間で共有されるものとする。

2. エルビルの現況把握及び課題の分析

エルビル MP の更新にあたり、まずエルビル市を中心とするエルビル MP 対象地域の現状把握と課題の分析を行う必要があり、以下点を含むこととする。

- (1) エルビル市の現状把握と分析（エルビル市の役割と機能、都市化の状況、土地利用状況、開発管理手法、不動産市場、公共公益施設開発と維持管理状況、自然環境保護状況、グリーンベルト整備状況、水資源の確保状況、歴史遺産の位置・保存状況など）
- (2) 都市開発に係る既存の政策・計画の調査と分析
- (3) 都市開発に係る既存の法制度及びガイドライン
- (4) 他ドナーにより実施中又は計画中の都市開発案件の状況
- (5) 公共投資又は民間投資により実施中又は計画中の都市開発案件の状況
- (6) GDUP 及び関係省庁の組織構造及び組織間連携状況
- (7) 環境社会配慮に係る各種データの調査

3. 都市開発のビジョン・戦略の策定（戦略的環境アセスメント実施を含む）

上記 2.を通じたエルビル MP 対象地域の現状と課題の把握に加え、エルビル市の特性の分析、社会経済フレームの更新など下記項目の調査を行い、GDUP 及び関係機関との協議を通じて、持続的な都市づくりに向けた将来都市像の設定と開発ビジョン・戦略の策定を行う。

なお、第 6 条（8）で記載のグリーンベルトについても、上記 2.の活動により現状把握を行うが、詳細計画策定調査を通じて一部の計画地域における都市化の進行を確認している。この様な実態を踏まえ、今後のグリーンベルトの整備・活用方針についても GDUP 及び関係機関の意向を聴取した上で、エルビル MP の更新の方向性に沿う形で、グリーンベルト計画の更新を行うこと。

- (1) 多様な視点からエルビル市の特性を分析する
- (2) エルビル市における 2050 年の都市開発ビジョンを設定する
- (3) 2050 年の都市開発ビジョン達成に向けた開発基本戦略を構築する
- (4) 社会経済分析を通じ、社会経済フレームの更新を行う
- (5) 戦略的環境アセスメントを実施する（実施にあたっては、下記の戦略的環境アセスメントの実施も参照のこと）
- (6) ベースライン調査を実施する
- (7) 都市の低炭素化促進に係る指標（KPI）を策定する（都市の低炭素化は持続的な都市づくりに向けた主要な配慮事項であるため、更新されるエルビル MP に反映される各種施策や技術について、気候変動対策団員を通じて、同実現による CO2 削減効果を評価すべく指標設定を行うこと。なお、気候変動に係る活動については、第 6 条（5）も参照のこと）

戦略的環境アセスメントの実施

SEA の考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP（Policy, Plan, Program）レベルの環境アセスメント））に基づいた計画・代替案の比較検討を行う。具体的には、政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。主な調査項目（案）は以下の通り。

- 1) 政策、計画等の目的・目標の検討
- 2) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討

- 3) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- 4) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 5) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- 6) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認、①環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等、②「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離の有無（乖離が有る場合はプロジェクトでの対応方法）、③関係機関の概要
- 7) 影響の予測
- 8) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（PPPレベル）
- 9) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 10) モニタリング方法の検討
- 11) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法、内容等）

4. 空間計画・土地利用計画の分析及び更新

エルビル MP 対象地域の将来像及び開発戦略を達成する上で必要となる開発又は保全の方針についてもレビューの上、従属するグリーンベルト計画の記載内容を含め、エルビルMP内の空間計画・土地利用計画の見直しを行う。

- (1) エルビル MP における空間計画・土地利用計画の分析及び更新する。

5. セクター別計画の分析及び更新

エルビルMP上のセクター別計画の内容及び進捗状況を分析し、第6条(4)に記載の通り、エルビルMP全体の更新の方向性を踏まえて更新を行う。対象とするセクターは以下を想定する。なお、更新に際しては、既存の計画又は新たに設定する計画のタイムフレーム、予算確保状況・見込みなどを整理し、関係機関が別途整備しているセクター別マスタープランなどとの整合・連携可能性も確認しつつ、関係機関との協議や合意形成を踏まえたものとする。

第6条(4)に記載の通り、GDUP及び関係機関が、現在のエルビルの都市課題に対して様々な技術や施策の導入をもって都市の低炭素化を促すなど、環境に配慮した持続的な都市づくりを目指すとの意向を確認している。セクター別計画の更新においても、同方針に沿った更新内容となる様に留意し、更新内容の実現によるCO2削減効果は気候変動対策団員によって評価がなされること（第6条(5)参照）。

- (1) 都市交通
- (2) 水資源・上水道
- (3) 下水道
- (4) 廃棄物処理
- (5) 電力

- (6) 通信
- (7) 公共公益施設

6. 優先地域における詳細計画の策定

更新されるエルビル MP に開発優先地域を設け、詳細な土地利用計画やセクター別計画の策定を行う。なお、詳細計画策定調査時点では、優先地域の候補エリアとして市北西部郊外の大ザブ川付近としたい意向が示されていた。近年同エリアに都市化が拡大しており、優先地域における詳細計画の策定ノウハウを近隣のエリアにも活用することを意図したものであるが、具体的なエリアや範囲については本プロジェクト開始後に確定することとしている。そのため、本プロジェクト開始後は、GDUP の意向を再確認すると共に、詳細計画策定及び関係機関協調ノウハウの展開性、目指すべき都市像の実現に向けた貢献性などを考慮の上で決定する（GDUP と調整の上、JCC での承認を想定する）。なお、優先地域における詳細計画の策定には、能力開発の一環として GDUP 及び関係機関の職員が密に関与し、策定業務に当たることを想定しており、適切な OJT プログラムの設定を行うこと。

- (1) 開発優先地域の選定クライテリアを設定する。
- (2) 開発優先地域を選定する。
- (3) 開発優先地域における詳細土地利用計画・セクター別計画を策定する。
- (4) 開発優先地域における実施計画を策定する。

7. エルビル MP の実施促進体制の構築

既存エルビル MP の実施促進上の課題として、関係機関間調整メカニズムの欠如が挙げられている。従い、本プロジェクトでは以下（1）に記載される体制構築を通じて、更新されたエルビル MP の実施促進を図るものとする。なお、JCC や TWG は本プロジェクト完了後に恒久的な機関として機能することを念頭に置いている。本プロジェクト実施期間中は、JICA 及び調査団員も参加するが、本プロジェクト完了後を見据えて、調査団員は、GDUP が主体的に関係者協調を行うための支援を行うこと。

また、都市計画の策定やその周知・実現においては、大学などの研究機関や民間企業の持つ知見の導入が望ましいことから、大学や商工会などとの連携を意図した協調の枠組みの構築も行うこと。

- (1) 更新されたエルビル MP の実施促進に向けた枠組みを構築する（JCC 及び TWG）。
- (2) 産官学協調の枠組みを構築する。

8. エルビル MP の実施促進に向けたツール・手法整備

更新されたエルビル MP の実施促進及び実施促進のためのツール・手法の整備は本プロジェクトで期待される成果の一つである。従い、以下の様な促進ツール・手法について GDUP 及び関係機関とも協議・検討の上、整備を行うこと。なお、セミナーやワークショップについては後述 9.（3）も参照のこと。

- (1) 都市開発管理マニュアルの整備
- (2) GIS データの更新と都市計画や都市開発管理にかかる ICT ツールの整備

- (3) 都市の低炭素化を促すための技術又は施策の提案（例：再生可能エネルギー・省エネ、公共交通利用促進、モビリティマネジメントなど）
- (4) 民間投資を促すためのセミナー・各種プロモーションの設定
- (5) 住民参加を促すためのワークショップの開催
- (6) 更新されたエルビル MP の情報周知
- (7) 優先プロジェクトリストの整備
- (8) 中長期投資計画の整備

9. 都市開発計画の策定・更新及び実施に係る能力開発計画の策定及び技術移転の実施

GDUP は本プロジェクトを通じてマスタープランの策定・更新に係る能力向上を図り、将来的にエルビル MP 対象地以外の都市開発マスタープラン策定に活かしたい考えがある。そのため、優先地域における詳細計画の策定を始めとし、GDUP 及び関係機関の職員が OJT として実務経験を積む機会を創出すること。また、職員個人レベルの経験のみならず、組織レベルでの理解向上を促すため、エルビル MP 実施促進に向けたテーマ別セミナー・ワークショップの開催することとし、GDUP による企画・調整を支援すること。なお、プロポーザルでは、OJT の実施方針及び有効なセミナー・ワークショップの内容について記載すること。

- (1) OJT の実施（GDUP 及び関係機関職員が一連のエルビル MP 更新業務に携わり、また都市開発管理マニュアルの制定や GIS の活用などについて学ぶ機会を創出する）
- (2) 本邦研修（スタディーツアー）の実施
（本邦研修は 2023 年度に 1 度、10 名程度、約 2 週間の GDUP 及び関係機関の職員を対象とした本邦研修を実施することを想定している。業務従事者は、研修内容・日程・講師との調整、研修員の人選、謝金支払いなど、研修実施前から終了後までのフォローを行うこととする。また業務従事者は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017 年 6 月)」に則り、「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務を行うこととする）
- (3) 更新されたエルビル MP 実施促進に向けたテーマ別セミナー・ワークショップの開催
（更新されたエルビル MP 実施促進の一環として、住民参加を促すためのワークショップを計 3 回開催（1 回の参加者 30 名程度）する事を通じて、GDUP の実施促進能力向上を図ること。また、本プロジェクトの成果を広く周知することを目的としたセミナー、民間投資を促すためのセミナーをそれぞれ開催すること。出席者は、GDUP 及び関係機関をはじめとし、マスコミなどを通して広く通知することとする。セミナーの対象者は 100 名程度（各 2 回ずつ、計 4 回）を想定する）

10. エルビル MP の位置づけの明確化及び承認プロセスの確認

更新されたエルビル MP に基づき都市の開発が促進されるためには、まず、更新されたエルビル MP が KRG に承認されると共に、KRG 内におけるエルビル MP の位置付けが明確化され、実効性を担保する必要がある。本プロジェクトの実施を通じてエルビル MP の位置付け及び承認プロセスを整理し、

本プロジェクト完了後に実施機関の GDUP が KRG 承認を得られるよう、手順を示すこと。

11. ファイナル・レポートの作成・説明・協議

本プロジェクトの全体的な結果、留意事項などを踏まえた提言を含め、活動成果をファイナル・レポートとしてとりまとめ、GDUP 及び関係機関への説明と・協議を行い、基本的な了解を得る。ファイナル・レポートは、GDUP からのコメントを反映したうえで製本し、JICA に提出する。

第8条 報告書等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品はファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

1) インセプション・レポート

- ① 記載事項：業務の基本方針・方法・作業工程・要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等
- ② 提出時期：プロジェクト開始時（2022年3月上旬まで）
- ③ 部数：和文 電子データ、英文 簡易製本25部（うち先方政府へ20部）

2) プログレス・レポート1

- ① 記載事項：調査進捗、都市開発状況の現状・課題、関連法・計画の調査結果、都市開発ビジョン、空間計画・土地利用計画の分析結果、今後の取組概要など
- ② 提出時期：プロジェクト開始から9か月後（2022年11月）
- ③ 部数：和文（要約） 電子データ、英文 簡易製本25部（うち先方政府へ20部）

3) インテリム・レポート

- ① 記載事項：中間成果
- ② 提出時期：プロジェクト開始から15か月後（2023年5月）
- ③ 部数：和文（要約） 電子データ、英文 簡易製本25部（うち先方政府へ20部）

4) プログレス・レポート2

- ① 記載事項：調査進捗、優先地域における詳細計画の検討状況、優先プロジェクトリスト・中長期投資計画の整備状況など
- ② 提出時期：プロジェクト開始から21か月後（2023年11月）
- ③ 部数：和文（要約） 電子データ、英文 簡易製本25部（うち先方政府へ20部）

5) ドラフトファイナル・レポート

- ① 記載事項：業務の全体成果

- ② 提出時期：プロジェクト開始から 25 か月後（2024 年 3 月）
 - ③ 部数：和文（要約） 電子データ、英文 簡易製本 25 部（うち先方政府へ 20 部）
- 6) ファイナル・レポート
- ① 記載事項：業務の全体成果（ドラフトファイナル・レポートに対する GDUP からのコメントを踏まえたものとする）
 - ② 提出時期：プロジェクト完了月の前月末（2024 年 7 月）
 - ③ 部数：和文（要約） 5 部、英文 25 部（うち先方政府へ 20 部）
- (2) 技術協力成果品
- ファイナル・レポートの別添資料として、以下の技術成果品を CD にて提出する。また、インテリム・レポート提出時にプロジェクト開始から 15 か月後までに更新したエルビル MP を中間成果品として添付する（電子データ）。
- 1) エルビル都市開発マスタープラン（更新版）和文 2 セット・英文 3 セット（先方へ 1 セット）
- (3) 議事録
- GDUP や関係機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日以内に JICA に提出すること。
- (4) 業務計画書
- 本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。
- 記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後 10 営業日以内
部 数：和文 1 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）
- (5) 調査用資機材等取得明細表
- 調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）を、業務完了時に JICA に提出する。
- (6) 業務報告書
- JICA の規定により調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を、翌月の 1 日までに JICA に提出する。
- (7) 収集資料
- 業務時に入手した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。
- (8) 広報用資料
- 本プロジェクトにて更新されるエルビル MP に係る広報資料（A4 4-8 枚程度）をファイナル・レポートの内容に沿って作成し、JICA に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
- 記載事項（例）：

- ① 調査活動概要、実施手順
- ② 対象範囲
- ③ 対象地域概況(面積、人口、産業、社会状況等の基本情報)
- ④ 調査成果・結果(都市構造計画、各セクター別計画、実行計画、等)
- ⑤ 調整機関の提言
- ⑥ 結論・提言

提出時期：ファイナル・レポートの提出時

部 数：和文 100 部、英文 100 部、電子データ（様式指定なし）

(9) デジタル画像集

本プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象地域の現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況及びボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表（Word 形式）」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定している。

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像記録表、デジタル画像 50 枚程度／Jpg 形式）

(10) 業務報告書作成上の留意点

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記載する。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2022年3月の業務開始から2024年8月までの30ヶ月間を複数年度業務実施契約にて実施し、2024年7月までにファイナル・レポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 55 人月（現地：53.75人月、国内1.25人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市計画（2号）
- ② 空間計画・土地利用計画（3号）
- ③ 社会経済分析・経済財務レビュー
- ④ 民間連携・投資促進
- ⑤ 道路開発計画・都市交通計画
- ⑥ 公共交通計画
- ⑦ 水資源・灌漑計画
- ⑧ 農業計画・緑地計画
- ⑨ インフラ整備計画1（上下水道、廃棄物）
- ⑩ インフラ整備計画2（電力、通信）
- ⑪ 公共公益施設計画
- ⑫ 都市開発管理・法制度
- ⑬ 組織制度・キャパシティアセスメント
- ⑭ 環境社会配慮・戦略的環境アセスメント・住民参加
- ⑮ 気候変動対策（3号）
- ⑯ GIS・空間データベース整備計画

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査

本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、以下の対応を JICA と本業務受注者（委託先）との間で確認・合意することとし、具体的な安全対策については、本章（6）1）安全管理⑰に記載の事項に準ずることとする。

- ① 委託先が安全配慮の法的責任を有することを確認する。
- ② 委託先は、本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、再委託先が本調査業務従事者に対する必要な安全対策を取った上で、再委託業務を実施することを委託先と再委託先との間で規定する。

- ③ 委託先は、再委託先との契約に際して、本業務実施に必要と考える安全対策の合理的手段を明示し、必要に応じ相応の経費を計上する。
- ④ 再委託先は委託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査報告書
- エルビル都市開発マスタープラン（既存エルビル MP）
- グリーンベルト計画（Erbil Inner Green Belt – Green Belt Master Plan）

(5) 対象国の便宜供与

2021年11月中に合意される、Record of Discussion（R/D）に準拠します。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地作業期間前は、邦人事業従事者全員について、旅行日程・滞在先・連絡先等を外務省たびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取る。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAイラク事務所、在イラク日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。特に地方部にて活動・移動を要する場合は、事前に情報収集・確認を行い、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、邦人事業従事者によるイラク国内での作業時には、下記①から⑯の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- ① 初めてイラク国に派遣される専門家は、渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。
- ② 渡航・移動の予定については、JICA社会基盤部と協議の上、JICAイラク事務所に連絡する。同事務所は、関係者の渡航予定等について在イラク日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- ③ 渡航先は、JICA社会基盤部、及びJICAイラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ④ 出入国時及びイラク国内移動時には、必ずJICAイラク事務所に連絡を入れる。同事務所は、在イラク日本大使館関係者に対して報告を行う。
- ⑤ イラク国内移動時及び表敬、視察時には、民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、武装警護チームを付ける。
- ⑥ 移動は、JICAイラク事務所が確認済の車両にて行う。
- ⑦ JICAイラク事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及びPSD（Personal Security Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中は、PSDの指示に必ず従い、勝手な行動はしない。
- ⑧ 庁舎等、安全が確保されている目的地以外で、警護要員なしでの単独移動を行わない。また、移動車両には必ず防弾ベスト及びヘルメットを設置し、必

- 要と認められる場合には警護要員の指示に従い、必ず着用する。
- ⑨ 用務終了後は速やかに警備車両に移動する等、用務のための滞在時間は最小限にとどめる。また、視察先においても不要・不急の用務は行わない。
 - ⑩ 日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
 - ⑪ 移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他IDを携行する。
 - ⑫ 携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないよう注意する。
 - ⑬ 万が一、渡航中に交通事故・車両故障や事件に遭遇し、車両や身辺警護チームに被害が出た場合は、警備会社の指令センターに連絡を取りつつ、警備会社の他の車両を活用する等し、現地から脱出する。
 - ⑭ 宿泊先は、JICAイラク事務所安全対策マニュアルに基づき、警備会社のアセスメントが行われており、宿泊に問題のないと判断された場所のみとする。
 - ⑮ 新型コロナウイルス感染対策予防策の徹底（マスク着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保、等）を行うこと。外部訪問にあたっては、真に必要な訪問先のみ限定し、滞在時間についても必要最小限とする。また先方には感染予防策（マスク着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保、室内換気）の実施を依頼する。
 - ⑯ JICAが実施する安全対策研修やテロ対策研修等を受講すること。
 - ⑰ ローカル人材
本業務再委託先のローカルコンサルタント等がイラク国での情報収集等のために業務に従事する場合は、以下の対応を取ることとする。なお、ローカル人材にかかる安全配慮上の法的責任は委託先が負うものとする。
JICA は、イラク国のセキュリティアドバイザーや現地の警察、軍、治安関係者からの各種アドバイスのうち、当該地域における安全情報を JICA社会基盤部又はイラク事務所より委託先に対して適時共有する
 - ii. ローカルコンサルタント等のローカル人材に対しては、携帯電話等の連絡手段を確保することを義務付け、常に委託先と連絡を取ることが確保する。
 - iii. 本業務に関連するローカルコンサルタント等のローカル人材の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
 - iv. 本業務に関連するローカルコンサルタント等のローカル人材の現地での活動計画について、1 か月先までの活動計画書を、委託先を通じて常時 JICA社会基盤部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。
 - v. 本業務に関連するローカルコンサルタント等のローカル人材の緊急連絡先を、委託先を通じて、JICA社会基盤部及びイラク事務所に共有する。本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じた場合には、JICAは対象地の変更や業務の一時中断を含め、速やかに判断の上、JICAよりローカルコンサルタント等のローカル人材に対して連絡を行う。また、委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかにJICA社会基盤部及びイラク事務所に報告する。

以上